

保 険 料 段 階		保 険 料 年 額
第1段階	生活保護受給者、 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	24,240円
第2段階	住民税 世帯非課税	基準所得金額の合計が80万円以下
第3段階		保険料段階第2段階以外の方
第4段階	住民税 本人非課税	本人の基準所得金額の合計が80万円以下
第5段階		保険料段階第4段階以外の方
第6段階	住民税 世帯課税	本人の合計所得が200万円未満
第7段階		本人の合計所得が 200万円以上400万円未満
第8段階		本人の合計所得が 400万円以上800万円未満
第9段階		本人の合計所得が800万円以上

※基準所得金額とは、前年度の合計所得金額と前年度の課税年金収入額を合計したものです。



65歳以上の方

介護保険料が変わります

介護保険料が3年ごとの見直しで

左表のとおり変わりました。

▼保険料額等の通知

普通徴収の方には、6月中旬に「介護保険料通知書」を、特別徴収（年金天引き）の方には、6月下旬に「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始（停止）通知書」をご本人あてに送付します。

▼保険料の口座振替

普通徴収の方は、便利な口座振替による納付をお勧めします。口座振替をご利用される場合には、通知書・通帳・印鑑を持って、直接取り扱い金融機関にお申し込みください。

▼保険料の滞納

保険料の滞納期間に応じ、保険料の差し止めなど法的措置を受けることがあります。生活困窮のため保険料の納付が困難な場合は、ご相談ください。

◎問い合わせ

保険福祉課 ☎内線 314

10月から住民税の年金引き落としが始まります

住民税の納税忘れをなくすことや、納税のために金融機関などに行く手間を減らすことなどを目的に公的年金から住民税を引き落とす制度が始まります。

【対象者】

65歳以上の年金受給者のうち、住民税の納税義務のある方（平成21年4月1日現在）

【引き落としの対象となる年金】

老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等

【対象となる税金】

公的年金の所得に係る住民税

【その他】

平成21年9月までの納税分は、6月及び8月に納税通知書で金融機関などで支払ってください。

※この制度で新たな税負担は生じません。



納付書発送のお知らせ

平成21年度の納税通知書は、6月中旬までに発送します。

◎問い合わせ

税務課 ☎内線253・254